

団体交渉確認書

広島大学と広島大学教職員組合は、常勤職員に係る平成27年4月1日施行予定の給与制度の改正に関して、誠実に団体交渉を重ねた結果、下記の内容で合意したことを確認する。

記

平成27年度において、昇給1号俸抑制及び平均2%の本給の引き下げにより生ずる財源については、その全額を、平成27年4月1日施行予定の本給月額の内給保障、広域人事交流手当及び単身赴任手当の増額分を含む教職員の給与条件の改善に使用する。

平成27年3月12日

広島大学理事（財務・総務担当）

松ヶ迫 和峰

広島大学教職員組合執行委員長

吉田 修